

グループリビングあやせ

生活支援サービス
重要事項説明書

社会福祉法人 長寿村

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先			
事業者の名称	フリガナ	シャカイフクシホウジン チョウジュムラ	
	社会福祉法人 長寿村		
事業者の所在地	(〒121-0836) 東京都足立区入谷九丁目15番18号		
事業者の連絡先	電話番号	03-3855-6363	
	FAX番号	03-3855-6360	
	ホームページアドレス	http://www.chojumura.or.jp	
事業者の代表者名	理事長 神成 裕介		

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先			
事業主体の名称	法人等の種類	なし	あり : 社会福祉法人
	名称 社会福祉法人 長寿村	フリガナ シャカイフクシホウジン チョウジュムラ	
事業主体の主たる事務所の所在地	〒121-0836		
	東京都足立区入谷九丁目15番18号		
事業主体の連絡先	電話番号	03-3855-6363	
	FAX番号	03-3855-6360	
	ホームページアドレス	なし	
		あり http://www.chojumura.or.jp	
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名	神成 裕介	
	職名	理事長	
事業主体が行っている主な事業等	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入所事業、老人デイサービスセンター事業、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリ、訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問看護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援事業、サービス付き高齢者向け住宅等		

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
住宅の名称	フリガナ	グループリビングアヤセ
		グループリビングあやせ
住宅の所在地	(〒120-0006) 東京都足立区谷中1-17-7	
住宅の連絡先	電話番号	03-5613-5500
	FAX番号	03-3620-5228
	ホームページアドレス	http://www.chojumura.or.jp
住宅の管理者名	加瀬拓馬	
住宅の開設年月日	平成23年4月1日	
居住の契約方式	普通賃貸借契約	

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等

運営に当たって、住み慣れた街でいつまでも安心して暮らして頂けるよう、地域の身近な住宅サービス提供者として、確かな技術で心のこもった生活サポートを心がけ、「家庭のようなあたたかさ」で明るく、楽しく、生きがいを持てる生活を支援します。ご入居者が介護や医療を必要とする場合は、円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう、介護事業所や医療機関と連携を図ります。

高齢社会で果たす役割の重要性を自覚し、これまで培ってきた経験と実績に基づき、全ての高齢者の方々の「安心」と「信頼」、そして「幸せの創造」を支えるべく、鋭意努力して参ります。

住宅で対応できる医療的ケアの内容

当住宅では看護師がいないため、常時医療行為が必要な方への対応はできません。胃ろう・腸ろう・IVH・点滴管理・ストーマ処置・インシュリン注入管理等医療行為が必要な場合は、協力医療機関等との連携による対応が可能な場合があります。

基本サービス（入居者様全員が受けるサービスです。） (税込み)

サービスの種類	料金	(提供方法・提供者:社会福祉法人 長寿村)
フロントサービス	20,000円／月額	来訪者の受付業務、不在時の書留・宅配便の受付保管業務、タクシー手配、専有居室の鍵の一時保管を職員が行います。
安否確認サービス		毎日、食事の際に確認するとともに食事をとらない方は職員が居室にお伺いします。
緊急通報対応サービス		急病、体調急変時に職員が駆けつけ、状況により、主治医・消防署等と連絡を取り、適切に対応致します。また、速やかにご家族等へご連絡いたします。
生活相談サービス		日常生活を送る中でお困りのこと、介護度が重くなった場合の不安等について、住宅職員が相談をお受けいたします。
ゴミ回収サービス		職員が定期的に回収にお伺いいたします。

上記以外の生活支援サービス等

(本住宅では以下のサービスを入居者様に選択していただくことができます。なお、入居者様の希望により、他のサービス事業者を利用することもできます。)

(税込み)

サービスの種類	料金	(提供内容・方法・提供者)
食事の提供サービス	52,200円／月（別途料金のものを除く）	食費は食数単位での請求となります。 食費：月額52,200円(30日の場合)〔朝食500円、昼食620円、夕食620円〕 朝食は7時30分～9時まで。昼食は12時～13時30分。夕食は17時30分～19時まで。各階の食堂で提供します。居室へ配食することもできます（別途有料（1食110円））。 キャンセル、変更等は提供される日の3日前までにお知らせ下さい。 3日前を過ぎてのご連絡は喫食扱いとなり、その分は料金が発生します。 医師の指示により治療食をご希望される場合は、1食当たり110円の追加料金を頂きます。 食事は、本住宅の厨房に専属の調理員により調理いたします。当住宅では、朝食・昼食・夕食の費用が軽減税率（8%）の対象となります。（提供会社：㈱フーズ・ネット）
金銭等保管管理・支払代行	3,300円／月	入居者・ご家族からの依頼により、預金通帳（キャッシュカード含む）・現金等の保管並びに支払いの代行を行います。 （支払代行サービスの費用を含む）（提供者：社会福祉法人 長寿村）
薬の保管・配薬サービス	4,950円／月	職員が入居者・ご家族からの依頼により、薬の保管と食事の時間に配薬を行います。 （提供者：社会福祉法人 長寿村）
軽度介助サービス	300円／5分	軽度の介助サービスとは ・布団を掛けて欲しい・冷蔵庫の中の物を取って欲しい ・インスタント食品を作って欲しい・水を入れて欲しい ・牛乳を温めてほしい等の短時間でしてほしい細かな要望を行います。 （提供者：社会福祉法人 長寿村）
多目的室の宿泊利用	3,300円／1泊	入居者のご家族等が宿泊する場合に利用料金を徴収する。（要予約） （提供者：社会福祉法人 長寿村）

医療連携の内容			
協力医療機関	1	名称	足立東クリニック
		住所	東京都足立区谷中1-17-7
		診療科目	内科
		協力内容	入居者の希望により、健康相談・外来受診・訪問診療・緊急医療対応で協力します。
協力歯科医療機関		名称	フォレストデンタルクリニック
		住所	東京都足立区谷中1-17-7
		協力内容	入居者の希望により、歯科の外来受診・訪問診療・口腔衛生で協力します。

5. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	
基本サービス費：請求書に明細を付して翌月分を毎月10日までにご請求させていただきます。 生活支援サービス費：請求書に明細を付して毎月分を翌月10日までにご請求させていただきます。	
支払方法	
基本サービス費・生活支援サービス費とも、毎月27日に支払請求分を口座振込・口座振替により、お支払いいただきます。 また、現金による支払の場合、事務室にて随時お支払頂けます。	

6. 苦情に対応する窓口等

利用者のからの苦情に対応する窓口等の状況			
窓口の名称		グループリビングあやせ1階管理人室	
電話番号		03-5613-5501	
対応している時間		平日	9時00分～ 18時00分
		土曜	9時00分～ 18時00分
		日曜	9時00分～ 18時00分
		祝日	9時00分～ 18時00分
	定休日	なし	
	留意事項		
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応			
・本契約に基づき、生活支援サービス等を入居者に提供した場合に、万一、事故が発生し、入居者の生命・身体等に損害が生じた場合は、速やかに必要な対応及び措置（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。 ・事故が発生した場合には、速やかに東京都住宅政策本部へ報告した上で、事故原因の調査及び再発防止のための取組を実施します。具体的な対応：管理者と協議し、誠意をもって迅速に対応します。			
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況			
① あり	実施日	意見箱を3階・4階のエレベータ前に常時設置しております。	
	結果の開示	① あり	2 なし
2 なし			

7. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	
住宅正面玄関は、オートロックとなっております。 外出・帰宅及びご家族様等の来訪等の時間制限はありません。尚、夜間の外出の際や外泊時は、事前に住宅職員へご連絡下さい。	
共用施設の利用について	
浴室	飲酒後の入浴は、ご遠慮頂くとともに他の利用者の迷惑にならないよう配慮をお願い致します。 入浴介助サービスを受ける場合は、共用浴室の利用時間を事前にお知らせ下さい。
共用キッチン	共用キッチンの利用希望については、予約表に記載下さい。
ゴミ処理について	
見守りサービスとして、ゴミ出しサービスをおこなってます。毎週火・木・土曜日の午後3時頃に各住戸にお伺いします。（ゴミの分別をお願いします。）	

8. 契約の解除内容等

入居者からの解約		
入居者は事業者に対して、解約する30日前までに文書にて解約の申し出を下記連絡先に通知することで、本契約を解約することができます（生活支援サービス契約書第9条参照）。		
契約解除時の連絡先	名称	グループリビングあやせ1階管理人室
	電話番号	03-5613-5501
事業者からの解除		
事業者は入居者が正当な理由がなく事業者に支払うべき利用料を3ヶ月以上滞納した場合は、相当の期間を定めてもお、期間内に滞納額の全額の支払いがない場合には、この契約を解除する場合があります。（生活支援サービス契約書第8条参照）。		

9. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況	
☒ 有	・ 無 (株式会社 損保ジャパン)

説明年月日

令和 年 月 日

利用者に対して、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス
重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者名 社会福祉法人 長寿村

住所 東京都足立区入谷九丁目15番18号

代表者 理事長 神成 裕介 印

説明者 印

私は、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書
についての重要な事項の説明を受けました。

利用者名 印

住所

